

平成 24 年 3 月

事 業 主 様

川口工業健康保険組組合
理事長 駒 英 明
(公印省略)

東日本大震災により被災された方を対象とした
一部負担金の免除措置延長のお知らせ

このたびの東日本大震災により被災されました方々には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

現在、東日本大震災により被災された方が保険医療機関等に受診する際の一部負担金（窓口負担分）の免除措置期間につきましては、平成 24 年 2 月 29 日までとなっておりますが、その後の延長措置につきましては、厚生労働省通知により各健保組合の独自の判断にゆだねることから、平成 24 年 2 月 16 日に開催されました第 176 回組合会において慎重審議され、別紙実施要領の延長実施を決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 東京電力福島原発事故による警戒区域等のすべての住民（震災発生後、他市町村転出した方を含む）の方《実施要領中⑥及び⑦》
⇒ 平成 25 年 2 月 28 日まで延長
2. 上記 1 以外の東日本大震災による被災区域の住民の方《実施要領中①から⑤》
⇒ 平成 24 年 9 月 30 日まで延長

※入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額等の免除措置は
平成 24 年 2 月 29 日までで終了いたしました。

以上